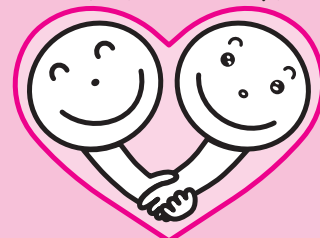


米沢市社協だより

米沢市社協マスコットキャラクター
ハートくん・こころちゃん



No. 116

令和4年6月15日発行

米沢市社会福祉協議会の情報はホームページでもご覧になれます。 <https://www.yonezawa-shakyo.or.jp/>

米沢 社協

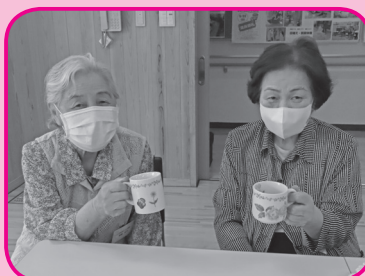
検索

中部コミセン・西部コミセンとの合同事業 「シニアおもしろい楽校」開校中！



中部楽校（中部コミュニティーセンター）

1	5月12日（木）「開校式」「楽しい♪ ポーセラーツ教室」
2	7月 6日（水）「ボッチャ体験会」
3	9月 7日（水）「お楽しみ♪」「演芸鑑賞会」
4	10月26日（水）「閉校式」「紅葉と温泉でリフレッシュ！」



西部楽校（アクティー米沢）

1	5月10日（火）「開校式」「楽しい♪ ポーセラーツ教室」
2	7月13日（水）お坊さんの「いきいき講話」
3	9月15日（木）レクリエーションで盛り上がりよう！
4	10月27日（木）「閉校式」「紅葉と温泉でリフレッシュ！」



中部地区内、西部地区内の60歳以上の方を対象に行います。
両地区各4回の講座を開き、その中で一人一人の「健康・生きがい・仲間づくり」を目的に開催をしています。この事業は、 赤い羽根共同募金配分金事業として行われています。



この広報誌には、赤い羽根共同募金の配分金が使われています。

お互いに助け合い 支え合うまちをつくろう

米沢市社会福祉協議会では、何らかの支援を必要としている方々に、安心して暮らしていただくため、町内会ごとに福祉部(長)、福祉協力員を設置していただき、近隣で助け合える体制づくりを進めています。

？ 福祉部長 って何するの？

日頃からお互いにあいさつを交わし、見守り・声かけ運動を先頭に立って行い、近隣住民の方々と一緒に「支え合い」や「助け合い」が行われる体制づくりに協力していただく方です。

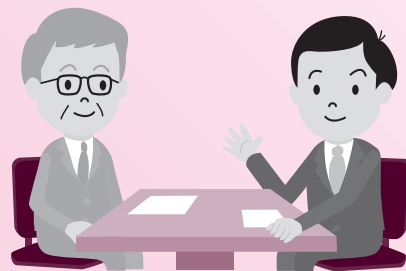
町内会での問題の発見や支援活動などを、町内会や地域の民生委員・児童委員、近隣住民の方々と連携をとりながら、福祉活動に取り組んでいただけるようお願いしております。



町内福祉部活動についての話し合い



町内での「声かけ」と「ゆるやかな見守り」



町内会長や民生委員・児童委員に連絡・相談

今後も、今まで同様「“おたがいさま”の支え合い」、「ゆるやかな見守り」を行っていただき、隣近所の助け合いの輪がますます広がるようご協力をお願いいたします。

**コロナ禍で町内行事が激減しているようです。
だからこそ、近隣同士声をかけあっていきましょう！**



子育てサロン 遊びに来てね

子育て中のご家庭を対象とした、気軽に立ち寄れる憩いの場です。お子さんや育児中の親御さんが、遊んだり・息抜きしたり・子育ての情報交換などができる場所です。一緒に子育てを楽しむ仲間づくりに遊びに来てください。

赤ちゃんサロン かんがるう

☎米沢市社会福祉協議会 TEL24-7881

会 場 置賜総合文化センター
時 間 毎月第3金曜日 10:30~12:00
対 象 生後1か月~あんよができるようになるまでの赤ちゃん&マタニティママ
参加費 親子1組 100円

赤ちゃんサロン ぱらだいす

☎米沢市社会福祉協議会 TEL24-7881

会 場 東部コミュニティセンター
時 間 毎月2・4火曜日 10:00~12:00
対 象 子育て中の親子又はそのご家族、子育て経験者の方など。
参加費 親子1組 50円

子育てサロン スマイル

☎スマイルハウス TEL090-5355-0191

会 場 NPO 法人スマイルハウス内・通町2-11-10 (風の子クラブむかい)
時 間 月曜日~金曜日 10:00~14:00
対 象 子育て中の親子又はそのご家族、子育て経験者の方など。
参加費 無料 (イベント時は実費負担有)

子育てサロン交流会

☎米沢市社会福祉協議会 TEL24-7881

上記記載の3つのサロンで開催する子育てサロン交流の場です。

ふれあい体操やリトミックなど、講師をお呼びして様々な内容で開催しています。

今年度は、10月に東部コミュニティセンターで行う予定です。

国立療養所米沢病院の中嶋さん達(南陽で開催した、のど自慢大会のチャンピオン)をお呼びし、子供たちと一緒に歌って踊って楽しい時間を過ごしたいと思います。

お楽しみに!



～米沢市社会福祉協議会 権利擁護センターの事業紹介～

○福祉サービス利用援助事業

認知症等の高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な方に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行うことで、自立した地域生活が送れるように支援する事業です。

「福祉サービス利用援助事業」

高齢者や知的障がい、精神障がいのある方など

福祉サービスを利用したいけどわからない。

銀行にいつて年金や生活費の引き出しをするのが困難。



いろいろな料金の支払いをつい忘れてしまう……。

通帳や印鑑をどこに置いたか忘れてばかり……。

相談の受付

社会福祉協議会にご相談ください。ご本人・ご家族のほか、福祉関係者からの相談も多く寄せられます。プライバシーは必ず守ります。



訪問・関係者との調整

専門員がご自宅などを訪問し、面談のうえ困っていることをお伺いします。また、ご家族や金融機関、他の福祉サービス事業所、関係者との調整をします。



支援計画の作成

どのようなお手伝いをするか、専門員がご本人と一緒に考えて具体的なサービスの計画をつくります。



定期的な支援計画の見直し

定期的支援計画の内容を見直し、変更が必要な場合はご本人と相談して支援計画を変更します。



サービス開始

生活支援員が支援計画に沿ってご本人を訪問し、サービスを行います。必要に応じて臨時的援助も可能です。



契 約

支援計画の内容にもとづき、ご本人と社会福祉協議会との間で利用契約を結びます。



○法人後見事業

福祉サービス利用援助事業からの移行者を中心に、意志決定が困難な人の判断能力を補い権利を擁護するため、法人として成年後見人、保佐人、補助人となり日常生活を送ることができるよう支援しています。また、成年後見制度についての相談を承っています。

成年後見制度とは……

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々が、財産管理、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結、遺産分割協議などを行う場合に保護し、支援する制度です。

問合せ 米沢市社会福祉協議会 TEL 24-7881 FAX 24-7861

URL: <https://www.yonezawa-shakyo.or.jp/> (「米沢市社協」で検索できます)

発行：社会福祉法人 米沢市社会福祉協議会 〒992-0059 米沢市西大通 1 丁目 5 番 60 号 米沢市すこやかセンター内 / 印刷：(株)カワサキ印刷